

ID: 1610

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の21第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の21第1項の規定による。 (指定の更新) 第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。 2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日